協働で拓くまちづくり

多様化する市民ニーズに対応した まちづくりには、市民と行政のパー トナーシップによる推進が不可欠で す。

これからは、地域での市民の活動を 支えるとともに、市民みんながまち づくりに参加できる機会を増やし、 市民・企業・行政等が共に力を合わ せて持続発展できるまちづくりをす すめます。

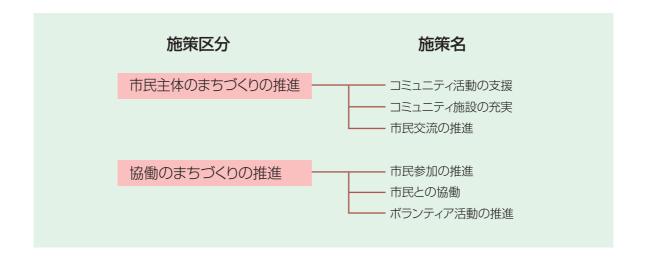
協働で拓くまちづくり

『協働で拓くまちづくり』は、以下の2つの視点で取り組みます。

まちを支える市民のために〔協1〕

まちに暮し、まちを支える市民が自分たちのまちを創っていく、この市民主体のまちづくりをすすめるために、地域における良好なコミュニティづくりが求められています。人と人とのつながりを深めるため、活動の支援や活動の場の充実を図り、あわせて団体間のネットワークづくりなど、地域での支えあいを支援していきます。さらに、市内での交流にとどまらず姉妹都市との交流、世代間交流などふれあいの機会を創出していきます。

また、まちづくりの推進に市民との協働が重要になってきました。市民の参加を推進するとともに、市民と市とがそれぞれの役割を自覚し、相互に補完し協力する必要があります。また、ボランティア活動支援の推進を図り、行政とNPOや各種団体との連携を構築していきます。

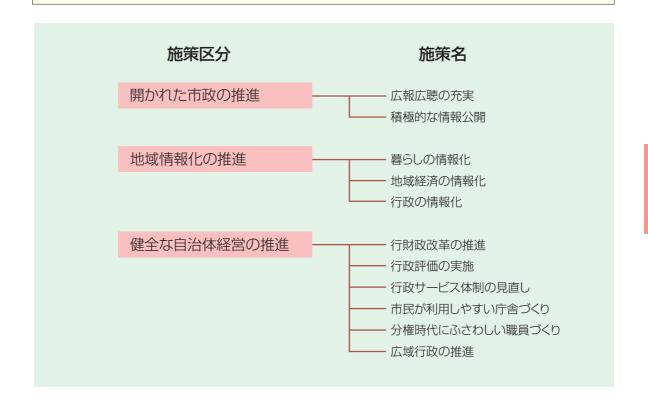


持続発展するまちであるために〔協2〕

市民と市が協働でまちづくりをすすめていくために、情報の共有化を図るとともに市政運営の透明性を高めていく必要があります。開かれた市政をすすめるため、情報公開や情報提供をいっそう充実するとともに、市民の意見や提言等についての受信体制を強化し、双方向の情報提供のしくみを整えていきます。

近年の情報処理・通信技術の目覚しい進歩により、あらゆる場面で情報化が進展し、インターネットを主流とした情報伝達基盤の構築がすすんでいます。市では地域情報化を計画的に推進しているところですが、情報格差の解消やセキュリティの確保にも配慮した取り組みが必要です。

また、新たな行政需要や地方分権への対応、行政サービスの主体が多様化するなかでの行政運営のあり方、国・地方を取り巻く厳しい財政環境のなか、今後とも計画的な行財政改革を推進していく必要があります。さらに、わかりやすい行政評価制度の確立や、行政サービス体制の見直しをすすめていくとともに、広域行政の取り組みやふたつに分かれている市役所庁舎の課題改善に取り組むなど、効率的な行政運営をすすめ、持続発展するまちを実現します。





まちを支える市民のために 〔協1-1〕

市民主体のまちづくりの推進

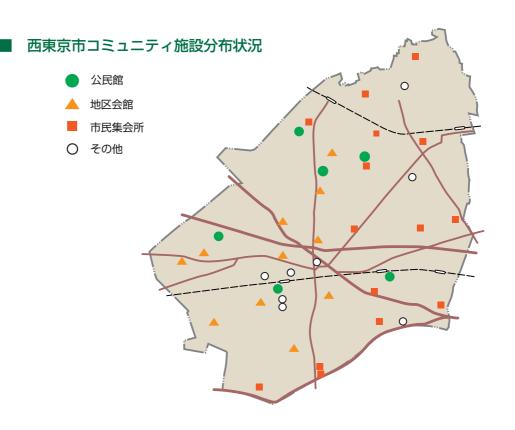
現状 課題 人口の流動化、核家族化、少子化等の変化をうけて、地域との関係をもたない人が増えるなど、コミュニティが希薄になる傾向がみられます。市内においても自治会・町内会のない地域もある一方で、「子育てを応援してほしい」「一人暮らしで話し相手がほしい」など、地域での支えあいへのニーズは高まっています。

「ご近所さん」という地縁型のコミュニティに限らず、趣味や学習の集まり、 子育て仲間など、テーマ型のコミュニティ活動が生まれるきっかけづくりや育 つための支援などが求められています。一方、防災・防犯面などではこれまで どおりの地域でのつながりが重要であることには変わりありません。

市内には、市民相互の交流の場・自治活動の場として公民館や地区会館、集会所、コミュニティセンターなどが整備されています。これらの施設は地域住民の生涯学習の場としての需要が高いこととあわせて、親子交流や世代間交流、団体交流の場として、また青少年の活動の場としての期待も高くなっています。

今後は、新しいコミュニティが生まれるためのきっかけづくり、活動を活性 化させるための場の確保などが必要です。また、市内には多様な施設がありま すが、使いやすい施設とするための工夫や、より多くの市民がふれあうための 機会が求められています。

背景データ



市民の視点にたった活動の場や機会を充実させ、市民が主体的にいきいきと"まち"で暮らすための条件を整えます。

施策 内容

●コミュニティ活動の支援〔協1-1-1〕

- ○公民館や地区会館、集会所、児童館などを通じて生まれる、趣味のグループや子育てのサークルなどのコミュニティ組織が活動しやすいような環境の充実を図ります。地域の人たちが自ら住みやすいまちをつくっていく活動を支援します。
- ○自治会・町内会や市民の主体的な地域活動など、地域コミュニティのあり方について研究・検討していきます。

●コミュニティ施設の充実〔協1-1-2〕

○市内には多様なコミュニティ施設*があります。現在ある施設を有効に活用しながら、今後は、さらにより市民が利用しやすいよう各施設の運営方法等を検討するとともに、老朽化が進んでいる施設を計画的に改修し、コミュニティ施設の充実を図ります。

●市民交流の推進〔協1-1-3〕

- ○姉妹都市である山梨県須玉町・福島県下郷町との交流を増やすため、児童・青少年のキャンプやスポーツ、文化・芸術交流、お互いのまつりへの参加などといったさまざまなテーマで機会をつくるとともに、あらたな友好都市との交流について検討していきます。
- ○高齢者と児童、核家族の子育て世代と祖父母世代との交流など、世代間 の交流の機会をつくります。
- ○市民交流の場である市民まつり*をさらに活性化するよう支援していきます。

用語解説

「コミュニティ施設」

町会や自治会、小学校区などを単位とした地域 (コミュニティ) 活動の拠点となる場所や、市民活動を通じて、よりよい地域づくりをめざす市民交流施設。 公民館、児童館、コミュニティセンター、地区会館などがあげられる。

「市民まつり、

西東京市の誕生を機に、それまでの「市民まつり」「産業まつり」「農業祭」を統合してできたイベント。11月ごろに行われ、芸能、出店、直売などで賑わう。



まちを支える市民のために 〔協1-2〕

協働のまちづくりの推進

現状 課題 地域社会に対する市民の参加意識の高揚に加え、地方分権の進展によって、市民と市との協働によるまちづくりが大きく前進する時代となりました。

市民がまちづくりの主役として活躍するためには、市政における市民参加を さらに発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映 できる仕組みをよりいっそう充実させていくことが必要です。また、市民と市 がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し 協力することも必要です。

本市では市民参加条例を制定し、平成14年10月から施行しています。この条例では、市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の信頼関係に基づく協働をすすめ、相互の協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力ある地域社会を実現することを目的としています。あわせて、政策形成過程における市民参加の仕組みの充実と強化を図ることによって、より市民のニーズに合った企画・立案を行っていくことも目的としています。

市民参加の推進とあわせて、市民との協働、ボランティア活動の推進を図っていくことも必要です。地域の課題解決や、市民ニーズの多様性に応えるためには、市民活動が育ちやすい環境を整えるとともに、NPO等との協働によるまちづくりを推進する必要があります。

市では、市内唯一の大学である武蔵野大学と相互協力に関する協定をむすび、積極的に協働をすすめています。

また、市民の自発的なボランティア活動を支援するため、地域に根ざしたボランティア活動の促進が望まれています。

背景データ

■ 地域活動参加状況と参加したい地域活動 (平成13年度市民意識調査より)



責任をもって主体的にまちづくりに参画する市民と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出しあい、協働でまちづくりをすすめることをめざします。

施策 内容

●市民参加の推進〔協1-2-1〕

○「西東京市市民参加条例*」に基づき、市民意見を政策形成過程において取り入れていくため、審議会等への市民公募枠の確保や市民意見提出手続制度(パブリックコメント)*、市民説明会、市民ワークショップ*などを実施していきます。

●市民との協働〔協1-2-2〕

- ○多元化する地域課題の解決や、多様化する市民ニーズへの対応には従来の画一的な行政サービスだけでは限界があります。個人・民間企業・NPOなどと市が、それぞれの立場を自覚し、信頼関係を築くとともに、協力できる体制を整え、協働のまちづくりを推進していきます。
- ○市内唯一の大学である武蔵野大学とは相互協力に関する協定に基づき、 人事交流や人材育成、生涯学習の推進に取り組んでいきます。

●ボランティア活動の推進〔協1-2-3〕

- ○ボランティア活動に関する情報提供を行い、ボランティアをしたい人、 してほしい人のマッチングをするなど、社会福祉協議会が運営する「ボ ランティア・市民活動センター」等と連携して、ボランティア活動、市 民活動の支援を行います。
- ○ボランティア活動をさまざまな側面から支援するとともに、地域の活動 に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促 します。

用語解説

「西東京市市民参加条例」

平成14年10月1日に制定された、市民の意向を市政に反映させ、まちづくりを行っていくための条例。

「市民意見提出手続制度(パブリックコメント)」

市の政策立案過程において、市が策定した原案に対して、市民から意見を提出してもらう制度。

「市民ワークショップ

さまざまな市民が集まり、討議や実地体験をとおし、課題・問題点を抽出し、解決の糸口を探ったりしていく会議の方法のこと。



持続発展するまちであるために 〔協2-1〕

開かれた市政の推進

現状 課題 地方分権の流れのなか、地方自治体は、行政運営の「自己責任」や「自己決定」を求められています。各地方自治体が判断を誤ることなく自己決定を行っていくためには、地域の状況や特性を踏まえる一方、市民ニーズを的確に把握し、政策判断することが重要です。

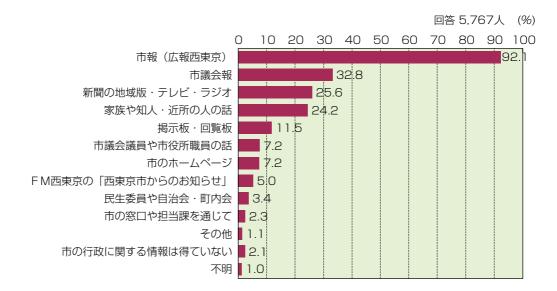
その過程においては、市民参加を推進するとともに、行政は、透明性を確保するための積極的な情報公開と、行政運営に対する説明責任を果たす必要があります。

本市では、市民がほしい情報を入手する方法の一つとして、田無・保谷両庁舎に情報公開コーナーを設け、各種行政資料を整備し閲覧に供するとともに、公文書の開示等を行っています。また、「広報西東京」をはじめとした広報紙の発行やホームページの拡充など、さまざまな媒体によって情報提供を行う一方、市民窓口をはじめ、手紙や電子メール等による市民からの意見・要望を集約するなど、開かれた市政の実現に取り組んでいます。さらにこれからも、よりいっそうの情報の提供・収集をすすめる必要があります。

しかし一方で、電子媒体や電子情報の利用の拡大に伴い、情報の改ざんや漏えいを目的とした不正アクセスやコンピュータウイルスも増加しており、これらの危険要因から個人情報や各種行政情報を守るため、細心の注意をはらったセキュリティ対策に取り組む必要があります。



■ 市政に関する情報源(平成13年度市民意識調査より)



市民が情報を得やすいしくみを整えるとともに、情報管理に関する職員の知識・運用の向上を図り、市民と市との双方向の情報交流や市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をめざします。

施策 内容

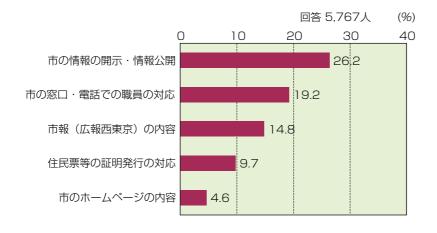
●広報広聴の充実〔協2-1-1〕

- ○市民が情報を得やすい環境の整備として、「広報西東京」、ホームページ、コミュニティ放送局を通して市民への情報提供を充実させます。
- ○市民の意見を聴く手段としてモニターや懇談会の設置など、積極的な市 民の声の把握に努め、市民と市との双方向の情報交流ができるしくみを 実現していきます。

●積極的な情報公開〔協2-1-2〕

- ○市民への積極的な情報公開を推進するため、適切な窓口対応および公文 書開示や行政資料の提供等を行い、情報公開コーナーを充実させます。
- ○文書の電子化に対応した管理システムの構築を行い、情報公開手続の電子化をすすめるとともに、既存の情報提供施策のほかインターネットによる情報提供をよりいっそう充実させます。
- ○情報提供のあらたな手法として「出前講座*」の検討を行います。
- ○これらの施策を有機的に活用し、市政の透明化、市民との市政情報の共 有化をめざします。

■ 行政の対応として西東京市が優先的に取り組むべきこと (平成13年度市民意識調査より)



用語解説

「出前講座」

市が行っている仕事のなかで、市民が「聞きたい、知りたい」内容をメニューのなかから選んで、担当職員等が講師となって地域や学校に出向き、業務の取り組みや事業・施策などの話や説明をするもの。



持続発展するまちであるために 〔協2-2〕

地域情報化の推進

現状 課題 IT(情報通信技術)の急速な進展は、市民生活のあらゆる場面において、そのしくみや生活スタイルに大きな変化をもたらしています。

国では、平成12年に「IT基本法」を施行し「e-Japan戦略」に基づいた「電子政府」の構築を急速にすすめています。また、地方公共団体においても自治体経営や行政サービス、教育分野でのさまざまな取り組みが行われ、「電子自治体」の構築がすすめられています。

本市では、「地域情報化*の推進」を新市建設計画の重点施策の一つとして位置付け、図書館の蔵書の検索・予約、公共施設の予約などの市民サービスの取り組みをはじめ、「電子市役所」の構築に向けた整備をすすめています。

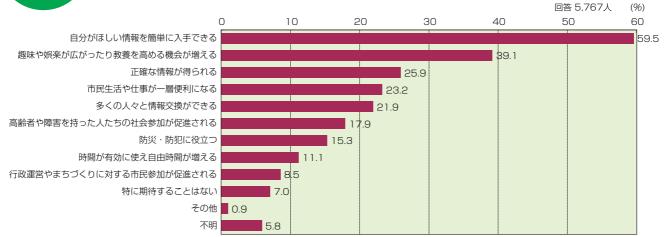
一方、「西東京市情報セキュリティポリシー*」を策定し、個人情報をはじめ とした情報資源の保護に取り組んでいます。

今後は、日常生活に必要なあらゆる情報をその情報の特質を活かした媒体で提供し、だれでも簡単に情報を得ることができるしくみを整え、コミュニケーションを活性化するとともに、市民、事業者、行政との協働を視野に入れながら、容易にまちづくりに参加できるしくみをつくる必要があります。

さらに電子市役所化を推進し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」情報が得られる行政サービスについて、市民とのコミュニケーションを重ねながら検討する必要があります。



■ 情報化が進むことによる期待 (平成13年度市民意識調査より)



人と人とが出会い・対話する豊かな情報交流が生み出す、新しいかたちの コミュニケーション社会の創出をめざします。

施策 内容

●暮らしの情報化〔協2-2-1〕

- ○地域情報化計画に基づき、こころの交流を大切にした地域情報化を推進 します。
- ○安全に暮らすことのできる防災・防犯・交通・環境の情報、安心して暮らすことのできる医療・福祉の情報などを、だれでも簡単に得ることができるしくみづくりをすすめます。
- ○市民どうしのコミュニケーションや市民と行政のコミュニケーションを活性化し、人と人とのつながりを大切に育てるとともに、市民のアイデア、ノウハウ、知恵をまちづくりに活かせる情報化をすすめます。

●地域経済の情報化〔協2-2-2〕

○地域経済が活性化し、にぎわいと活気があふれるまちとなるよう、特産品・新商品・各種イベント・求人・リサイクルなどのあらゆる情報を提供できるしくみを、市民・事業者・行政の協働により検討します。

●行政の情報化 (協2-2-3)

- ○時間や場所に制約されない行政サービスを提供するための電子市役所化 を推進します。
- ○各種の申請や手続き等がインターネットでできるしくみについて、東京 都、区市町村との連携をとりながらすすめます。



用語解説

「地域情報化」

地域の市民(住民)・事業者(産業)・行政が、今以上に情報の流通を活性化し、地域を便利で快適な活力あるまちにしていくこと。

「西東京市情報セキュリティポリシー」

情報の改ざんや漏えいを目的とした不正アクセスやコンピュータウィルス等の脅威から本市の情報資源を守るため、総合的、体系的に情報セキュリティ対策をまとめたもの。



持続発展するまちであるために 〔協2-3〕

健全な自治体経営の推進

現状課題

日本経済は、バブルの崩壊以降の長引く景気の低迷を反映して、依然として厳しさを増しており、今後とも予断を許さない状況下に置かれています。このようななか、地方自治体を取り巻く財政環境も極めて厳しい状況にあり、今後とも、山積する行政課題に対応するためには、自治体自らが行政全般について見直しを行い、自治体経営を健全な状態に維持していくことが必要です。

本市では、新たなまちづくりの実現に向けて、限られた財源、人的資源等を効率的に活用し、最少の経費で最大の効果をあげるため、平成14年7月、「西東京市行財政改革大綱*」を策定し、行財政運営の全般にわたり見直しをすすめてきました。今後も、本市を取り巻く財政環境が厳しさを増していくと予測されるなか、少子高齢化への対策、情報化への対応、環境問題への取り組みなどの新たな行政サービスへの需要の高まりや、行政サービスの担い手としての民間企業やNPOなどの進出、そして、自治体の自主性や自己責任に基づく施策の展開などに積極的に取り組んでいくために、よりいっそう行財政改革をすすめていくことが求められています。

これからの行政運営においては、費用対効果や市民満足度の視点から市政を評価し、より効率的に事務事業を実施するようなコスト意識、マネジメント意識をもった行政運営に努めていくほか、市民のさまざまなニーズやライフスタイルに対応するため、画一的・一律的なサービス提供のあり方を見直し、市民に便利で分りやすいサービス提供に努めていくとともに、地方分権の時代にふさわしい自治体経営をすすめていく必要があります。

用語解説

「西東京市行財政改革大綱」

行財政の運営の基本的な考え方および実施計画をとりまとめたもの。

コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営、市民との連携による行政運営、市民に便利でわかりやすいサービス提供、の3つの視点のもと、70の実施項目を掲げている。

「西東京市人材育成基本方針」

高度化・多様化した行政需要に対応できるよう、職員の能力向上をめざして定められた人材育成の基本方針。

「専門委員制度」

地方自治法に規定されている専門委員をいい、地方公共団体の長が、専門の学識経験を有する者を専門委員として選任し、専門委員が調査研究を行った結果を、長が行政を執行するうえでの資料とする制度。

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営および市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

施策 内容

●行財政改革の推進(協2-3-1)

○「西東京市行財政改革大綱」の進行管理を行いながら、健全で安定した 行財政運営への取り組みや、適正な執行体制・人事体制の確立などをす すめ、行財政の効率化やサービスの向上をめざします。

●行政評価の実施(協2-3-2)

○市民満足度の視点から事務事業を見直し、事務改善につなげるとともに、 総合計画や個別計画の進行管理に役立てるため、本市の実態に合った評価制度の導入をめざします。

●行政サービス体制の見直し(協2-3-3)

- ○市民のさまざまなニーズやライフスタイルに対応できるよう、多様なサービスの提供や窓口の改善など、市民から見てわかりやすく利便性が高いサービス体制の確立をめざします。
- ○行政サービスの質の確保と責任の所在に留意しながら、民間企業や NPOへの事業委託など、市民との協働による行政運営を行います。

●市民が利用しやすい庁舎づくり(協2-3-4)

- ○田無・保谷庁舎を有効に活用し、市民サービスの向上を図るため、当面 は両庁舎の整備をすすめます。
- ○市民の利便性と事務執行の効率性などに留意した際の「1市2庁舎体制」の課題・問題点などを調査し、庁舎機能の整備・拡充について検討します。

●分権時代にふさわしい職員づくり(協2-3-5)

- ○「西東京市人材育成基本方針*」に基づき、多様な派遣研修への取り組みや民間からの人材登用の検討等を行います。
- 今後ますます重要性を増すと考えられる政策開発や政策法務などの能力 を有する人材の育成を図ります。
- 福祉などの専門分野における専門委員制度*の導入について検討します。

●広域行政の推進(協2-3-6)

- ○広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策について、 一部事務組合や広域行政圏協議会による事業をすすめていきます。
- ○幹線道路、河川、ごみ処理など広域的に対応すべき課題については、国・東京都および関連自治体との連携を強化していきます。

姉媳部市

福島県 南会津郡下郷町

姉妹都市盟約 平成13年10月4日

下郷町(しもごうまち)は、福島県南会津の東の端にあり、東西27キロメートル、南北24キロメートル、面積317.09平方キロメートル、人口は約7,900人です。町の中央には渓谷美を誇る大川が流れ、南東部は那須山系の山々が連なる自然豊かな町です。周辺には、大川に国の指定天然記念物「塔のへつり」、江戸時代の宿場の面影を今もそのまま残した「大内宿」等の見所もあります。また深山渓谷の中に、こんこんと湯の湧き出す湯野上温泉があります。



雪の大内宿



山梨県 北巨摩郡須玉町

姉妹都市盟約 平成13年10月4日

須玉町(すたまちょう)は、山梨県の北部に位置し、東は甲府市、西は清里のある高根町などと接しています。面積は174.26平方キロメートル、人口は約7,200人です。 集落や耕地は、金峰山・みずがき山を水源とする塩川と、 八ヶ岳を水源とする須玉川の流域の標高400メートルから1200メートルの間に広がっています。

同町の津金地区には、明治8年に完成した日本最古の擬 洋風木造建築の旧津金学校があり、建物は当時のまま復 元され、現在は資料館になっています。



津金地区から臨む八ヶ岳



友好部市

千葉県勝浦市

友好都市盟約 平成15年10月22日

勝浦市(かつうらし)は、千葉県の東南に位置し、太平洋を臨む温暖な地域です。面積は94.96平方キロメートル、人口は約23,000人です。水質の良好な海水浴場やリアス式海岸など風光明媚で自然豊かな市です。産業は、カツオの水揚げで代表される漁業と、日本三大朝市で、400年の歴史のある「朝市」をはじめ、ビッグひな祭りなど年間200万人を超える観光が中心となっています。



鵜原 東洋一の海中展望塔

